

内閣総理大臣 安倍晋三、自民党、公明党、官房長官、主要メディア宛

安全保障法制整備の与党合意に抗議し、法案化の中止を求める要望書

国際婦人年連絡会 世話人 山口みつ子

實生 律子

紙谷 雅子

国際婦人年連絡会（全国組織 35 団体）は、日本国憲法の平和主義・国民主権・基本的人権尊重の原則の厳守を求める立場から、憲法 9 条の解釈を変更して集団的自衛権の行使を容認する昨年 7 月の閣議決定に抗議し撤回を求めるとともに、閣議決定の具体化、立法措置に反対してきました。

3 月 20 日に自民・公明両党が合意した共同文書「安全保障法制整備の具体的な方向性について」（以下「新法制」とする）は、自衛隊の活動範囲を大幅に広げ、憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認と他国軍への後方支援拡大をすすめる内容であり、強く抗議します。

「新法制」は第一に、武力攻撃事態法や自衛隊法等の改正によりアメリカなどの戦争への自衛隊の参戦を可能にします。他国への攻撃でも、「日本の存立」が脅かされ国民の権利が覆される「明白な危険」がある（「新事態」）と時の政権が判断すれば、集団的自衛権による武力行使ができるようにするものです。

「新法制」は第二に、周辺事態法や PKO 協力量等の改正、海外派兵恒久法の制定により、「戦闘地域」にも自衛隊を派兵し、いつでもどこでも切れ目なく迅速にアメリカなどを後方支援（軍事支援）することを可能にします。「周辺」という地理的制約もなくし、さらに、「国連決議等」という言葉で多国籍軍等国連以外からの要請への対応も可能です。また、任務遂行のための武器使用の要件も緩和されています。自衛隊が戦地に送られ、殺し殺される戦闘行為を行うことになる危険性は明らかです。

どの世論調査においても、憲法 9 条改憲や集団的自衛権行使容認には多数が反対しています。政府・与党はこうした国民の声を真摯に受け止め、「新法制」の法案化作業を直ちに中止するべきです。

以下、要望します。

1. 政府与党は新しい安全保障法制の法案化作業を直ちに中止すること